生活交通の維持に関する提言

生活交通を維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

１．地域公共交通に対する総合的支援

（１）地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、対象要件の緩和など財政措置を拡充すること。

（２）地域鉄道の維持管理の支援など都市自治体が実施する交通施策に係る財政措置を拡充すること。

（３）生活バス路線の維持のため、十分な財政措置を講じるとともに、一般乗合旅客自動車運送事業の許可に当たっては、地域の実情を踏まえ、過度な競争とならないよう配慮すること。

（４）鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化を推進するため、支援策を拡充すること。

（５）地域公共交通の利用促進及び利便性向上のため、交通系ＩＣカードの地域間またぎ利用を可能とするなど、利用環境改善に向け支援すること。

２．離島航路の維持に必要な支援

（１）島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。

（２）離島航路におけるジェットフォイルの更新には膨大な建造費を要することから、新船の建造自体が消滅の危機に瀕している。

しかし、ジェットフォイルは離島航路存続には必要不可欠な存在であることから、運航会社の建造費に係る負担軽減措置を含めた抜本的対策を講じること。

３．免許返納後の高齢者などの交通弱者に対し、都市自治体等が独自に実施する公共交通施策に財政措置を講じること。

４．ＬＲＴをはじめ新しい交通システムの導入に対する支援を充実強化するこ

と。